

延岡市スポーツ少年団憲章

スポーツ少年団活動は社会教育の一環であり、スポーツ活動をはじめ、野外活動や文化・社会活動等、さまざまな活動を通して、子どもの自主性や協調性、社会性を養い、次代を担う人間を形成するための場である。その一方、試合での勝利を優先し、勝ち負けに固執する勝利至上主義や単一のスポーツだけに偏った活動が見受けられるのも事実である。

そこでもう一度、スポーツ少年団活動がスポーツを中心とした青少年の育成の場であることを指導者及び保護者、団員が互いに確認し、延岡市スポーツ少年団の子ども達の健全育成と、少年団活動の健全な普及発展を図るため本憲章を定めるものである。

1. スポーツ少年団活動

- ① 団員の身体の発達状況や体力面を考慮し、適切なスポーツ活動は一日につき2～3時間、1週間に3日程度とする。
- ② 家庭の日（毎月第三日曜日）は、団活動を行わないものとする。ただし、やむを得ない場合は、その前後の週に振り替えることとする。
- ③ 学校行事や地域活動等を除く自由な時間に活動を行うこととする。
- ④ スポーツ活動をはじめ、社会生活やボランティア活動などを学ぶ幅広い活動を行うこととする。
- ⑤ 施設の利用等においては、特に決まりを守り、施設管理者または他の利用者に迷惑をかけてはならない。

2. 団員

- ① あいさつや返事のしっかりできる団員になりましょう。
- ② 指導者や保護者等、支えてくれる周囲の方々に感謝できる団員になりましょう。
- ③ 団員同士仲良く、協力し合い、チームワークを尊重する団員になりましょう。
- ④ 用具を大切にし、思いやりの心をもった団員になりましょう。
- ⑤ ルールや決まりを守り、他人に迷惑をかけない団員になりましょう。

3. 指導者

- ① 団員が、安全で安心して活動できるよう配慮すること。
- ② 指導のあり方を含め、様々な研修会等へ積極的に参加し、指導者自身も資質の向上に努めること。
- ③ 指導者は、団員の本来あるべき姿や地域とのふれあい活動を尊重し、団活動が学校行事や地域行事等と重複するときは、これらの行事への参加を優先させること。
- ④ いかなる理由であっても、暴言や暴力、セクシャルハラスメント等、子どもを傷つける言動はあってはならない。
- ⑤ 勝利至上主義に走るのではなく、目標に向けて活動してきた過程等に目を向け、団員への指導にあたること。
- ⑥ 過度な練習や過密なスケジュール等により、団員の学校生活や日常生活に支障をきたすことがないよう配慮すること。

4. 母集団

- ① 子どもの栄養、生活習慣など日常生活に目を向け、子ども達を支援すること。
- ② 母集団は指導者と連携して、本憲章を遵守し、団活動の目的達成と円滑な運営に努めるとともに、子ども達の健全育成に協力すること。
- ③ 子どもとの接し方や教育のあり方について、研修会等へ積極的に参加するなどして、向上心をもって努めること。
- ④ スポーツ少年団活動の本来の目的である子ども達の健全な育成を忘れ、試合の勝敗だけに固執し、不適切な野次や罵声等を発する応援や行動をとってはならない。

平成22年 6月29日

延岡市スポーツ少年団本部

